【7月3日に質問した「原子力市民委員会緊急提言（2013年6月19日）」に関する要点】

1. 福島原発事故の原因は未解明である
2. 非常用電源系統、LOCAにつながる配管の破損は地震ではなかったか。
3. 基準地震動の決定方法の不備
4. 原子炉格納容器が機能喪失したことは、設計基準を含めた抜本的な見直しが必要
5. 適合性評価には炉心損傷と原子炉格納容器破損に至る過程のシミュレーション解析コードが必要になるが、福島事故データによる制度検証が行われていないので信頼性がない。（MAPPソフトの信頼性には政府事故調が疑問を呈している）

ここでは、未解明かどうかを確認するだけで、例は難しいので踏み込まない。

もう一つは、事故原因を究明して新規制基準に反映させるべきであるが出来ていない。出来ていると思っているのかどうかの確認。

規制当局と東電経営陣が先送り、不作為あるいは都合にいい判断を行ってきたと国会事故調は批判している。取り組み態勢の改革が必要であるが、規制基準とその策定プロセスには反映されていない、どう思うかの確認。

【２】安全規制体系の未完部分を整備すべきである、が１点。見直しをしてから再稼働したい原発の安全検証をするべき、２点の確認　不十分な規制基準で審査を受けることについてどう考えているのか追及する。

基本的な指針、補完的な指針、技術基準類の３つについて具体的に見直しが行われていないことを指摘している。

**【３】重要**立地評価をするべきである

まず確認として今回の規制基準に重大事故時の立地評価が入っているかどうかの確認後に、九電は、設置変更許可申請で、重大事故時の立地評価をしているのかどうかを確認する。

【４】設計基準事故（施設内の事故で機器・設備の一つだけが機能しないという単一故障基準）と地震の同時発生を考慮しない設計基準では、極めて不十分である。この点の確認

【５】共通原因故障も仮定した設計基準事故を想定して規制基準が策定されていない。ことの確認。

【６】外部電源に関して耐震設計上の重要度分類でクラス１、耐震指針のSクラスに分類して設置変更許可申請をしているのかどうかの確認。九電がしていなければ瓜生社長が言う世界最高水準の安全性は嘘になる。

**【７】重要**　重大事故対策を法制化すべき　　２０１２年に改正された原子炉等規制法で設置許可基準として重大事故対策を原子炉設置者の自主規制から、法規制に組み入れることとなっている。

　そこで九電にどう法規制されているかを聞くが、どう対策を取っているかは、今回新たに追加質問として出しているのでそこで聞くようにする。

**【８】重要**「重大事故対処設備」（ベントフィルター）に５年猶予期間を設けるべきでない。

バックフィットの考え方に矛盾しており、事故を確実に防ぐということはできず、そのような方法の科学的な合理性は説明不可能である。　この点について瓜生社長の発言との矛盾を追及する。

**【９】重要**放射能閉じ込め機能を喪失させるフィルターベントの導入にあたっては、周辺住民への被ばく影響を検証し、**合意プロセス**を経るべきである。　新潟県知事は、事前了解の対象としている。

注：希ガスとは、周期表の一番右側にあるヘリウム（He）、ネオン(Ne)、アルゴン（Ar）、クリプトン(Kr)、キセノン（Kr）、ラドン（Rn)。これらの元素は、非常に安定で、他の元素と化合し難いため取り除くことができにくい。東電によると福島事故では、大気中に出た４９％が希ガスであった。

**【10】重要**原子力災害対策指針を見直すべき

九電は、事故時の重大事故対応と連絡だけではなく、地方自治体任せではなく本来的には九電が責任を負うべきである。